

電気取扱い業務にかかる特別教育 講習を実施します！（低電圧講習）

近年、益々増えつつあるハイブリッド車をはじめ、電気モーターを使用した車両の電圧は、数百ボルトを使用しており点検・整備の際、作業内容によっては高電圧部分の脱着が必要な場合もあります。

対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項の規定に基づき、特別教育を実施することが義務付けられている。

つきましては、整備士資格を有する方又は整備経験3年以上で電気に精通している方を対象に、この労働安全衛生法に基づく「特別の教育」に相当する「電気取扱業務にかかる特別教育講習」を下記のとおり開催します。

なお、この講習の修了者には、「特別教育修了証」が交付されます。

記

- 1. 講習名** 電気取扱業務にかかる特別教育講習（低電圧講習）
- 2. 講習日時** 令和2年12月22日（火） 9:00 から 17:00 まで
- 3. 講習場所** 自動車整備商工組合 2階学科教室
- 4. 受講資格** 自動車整備士資格を有する者又は整備経験3年以上で電気に精通している者
- 5. 定員** 50名 ※受付順で定員になり次第締め切ります。
また、申込者が少数の場合、中止する場合があります。
- 6. 受講料** 1人 3,300円（税込）
テキスト代 1,540円（税込）
- 7. 受付** 教育課 令和2年12月7日（月）～ 12月11日（金）まで

お問い合わせ先 教育課 098-877-7065